

MARPOL Annex II の改正に関する事項

改正規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

改正理由

2019 年 5 月に開催された IMO 第 74 回海洋環境保護委員会（MEPC74）において、MARPOL Annex II の改正が決議 MEPC.315(74)として採択された。

本改正では、「残留性浮遊物質」を新たに定義し、北西ヨーロッパ等の特定海域において、タンク洗浄水が当該物質を含む場合、排出基準に従って洗浄水を処理施設に排出することを要求している。

このため、決議 MEPC.315(74)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 残留性浮遊物質の定義を規定した。
- (2) 付録 I 有害液体物質等の排出の指針を改めた。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 4 編 1.2.1, 表 4-1, 付録 I 1.2.2